

管理計画の目的・位置づけ等について

管理計画策定の目的・位置づけ

管理計画とは、世界自然遺産推薦にあたり、候補地（遺産地域）の自然環境を将来にわたり適切に保全・管理していくことを目的として策定される計画である。

管理計画は、候補地（遺産地域）の保全・管理に係る各種制度を所管する関係行政機関（管理機関：環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村）、並びにその他の関係行政機関、観光・農業関係をはじめとした関係団体等が、相互に緊密な連携・協力を図ることにより、候補地（遺産地域）を適切かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的方針を明らかにするもの。

管理計画とは、上記の目的を達成するため、推薦書本文に記載する保護管理に関する内容と連携して、推薦書に添付すべき計画として位置づけられる（参考 1 作業指針 97）。

管理計画の基本的な構成・内容

管理計画の基本的な構成・内容は、概略次のとおりと考えられる。

| |
|-----------------|
| はじめに |
| 目的 |
| 遺産地域の概要 |
| 管理の枠組み |
| ・ 基本方針 |
| ・ 保護地域制度等の概要 |
| ・ 管理体制 |
| 管理の方策 |
| ・ 基本方針 |
| ・ 動植物及び自然生態系の保護 |
| ・ 外来種対策（ ） |
| ・ 自然の適正な利用 |
| ・ 保全・管理事業の実施 |
| ・ 調査研究、モニタリング |
| 計画の実施その他の事項 |
| おわりに |

参考 1 作業指針 116 には、「人為的行為への是正措置に関するアクションプラン」について記載されている。小笠原においては、外来種問題という大きな人為的課題について、アクションプランの提出を求められる可能性が高い。

アクションプランでは、長期目標、対策の具体的方針のほか、駆除等に関する一定の運用実績を踏まえて、継続的・順応的管理ができる仕組みを示すことが必要と考えられる。

ユネスコ・世界遺産条約履行のための作業指針

(抜粋)

| | |
|--------------------|--|
| <p>.F 保護管理</p> | <p>97. 世界遺産一覧表に登録されているすべての資産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない。その際、適切な保護範囲（境界）の設定を行うべきである。締約国は、登録推薦資産についても、同様に、国、地域、市町村の各段階における適切な保護対策及び/又は伝統的手法による適切な保護対策を具体的に示すことが求められる。従って、<u>締約国は、当該資産を保護するためにどのような措置が実施されているかについて分かりやすく解説した説明文を登録推薦書に添付すること。</u></p> <p>108. <u>各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと。</u></p> <p>116. 登録推薦資産の本来の特質が、<u>人為的行為に脅かされていながら、なお登録基準及び第 78 段落から第 95 段落に既定されている真正性または完全性の条件を満たしている場合は、必要な是正措置について示したアクションプランを登録推薦ファイルとともに提出することが求められる。</u>締約国が提出した是正措置が、締約国により提示された期限内に実施されない場合は、委員会で採択される手順に基づき、委員会は資産をリストから削除することを検討する。</p> |
| <p>.A 推薦準備</p> | <p>132. (5 保護管理について) <u>管理計画又は管理体制についての文書を 1 部登録推薦書に添付すること。</u>管理計画、又は管理体制に係る文書について詳細な分析、解説を行うこと。</p> |

我が国の他地域の管理計画例

我が国では、世界自然遺産3地域において管理計画が作成されている。

内容を見ると、「目的」「候補地（遺産地域）の概要」「管理の枠組み」「計画の実施その他の事項」は、3地域で基本的に大きく変わりはない。

ポイントとなるのは「管理の方策」であるが、この章は、一般論ではなく、それぞれの地域の具体的な種名や場所、事業名等にも言及しつつ、また外来種への対応も含めて詳しく記載していくことが求められる。

なお、屋久島・白神山地では、平成15年に「管理計画の取組状況と課題の整理及び対策の方向性」として、既存の「管理計画」の評価・見直し、ユネスコへの報告を行っている。

| 名称 | 屋久島世界遺産地域 管理計画 | 白神山地世界遺産 管理計画 | 知床世界自然遺産候補地 管理計画 |
|-----------|--|--|---|
| 登録時 | 平成5年12月 | 平成5年12月 | 平成17年7月 |
| 策定時 | 平成7年 | 平成7年 | 平成16年（推薦書提出時） |
| 策定 主体 | 環境庁、林野庁、文化庁 | 環境庁、林野庁、文化庁 | 環境省、林野庁、文化庁、 北海道 |
| 価値 | 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的生物学的過程を代表する顕著な見本である 類例を見ない自然の美しさ、あるいは美的重要性を持ったすぐれた自然現象または地域を包含する | 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的生物学的過程を代表する顕著な見本である | 北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であり、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である 多くの海洋性及び陸上性の種にとって特に重要... 等 |
| 課題 | 人の入り込みの増大への対象 | 管理体制の改善も含む管理計画の策定等 | 海域境界線の拡張手続き 海域管理計画の履行と評価等 |
| 構成 | 前文 | 前文 | 1はじめに |
| | 1 目的 | 1 目的 | 2 目的 |
| | 2 遺産地域の概要 | 2 遺産地域の概要 | 3 候補地の概要 |
| | 3 管理の枠組み (1) 基本的な考え方 (2) 地域指定制度の概要 (3) 管理体制 | 3 管理の枠組み (1) 基本的な考え方 (2) 地域指定制度等の概要 (3) 管理体制 | 4 管理の枠組み (1) 基本方針 (2) 保護地域制度等の概要 (3) 管理体制 |
| | 4 管理の方策 (1) 基本方針 (2) 動植物及び自然景観の保護 (3) 自然の適正な利用 (4) 管理事業の実施 (5) 調査研究、モニタリング | 4 管理の方策 (1) 基本方針 (2) 動植物の保護 (3) 野外レクリエーションの取扱い (4) 管理事業の実施 (5) 情報提供、環境教育活動 (6) 調査研究、モニタリング | 5 管理の方策 (1) 基本方針 (2) 陸域の生態系及び自然景観の保全 (3) 海域の保全 (4) 自然の適正な利用 (5) 保全・管理事業の実施 (6) 調査研究・モニタリング |
| | 5 計画の実施その他の事項 | 5 計画の実施その他の事項 | 6 計画の実施その他の事項 |
| 内容の 特色 | ・利用の集中を防止する措置 ・徒歩を基本とする利用 | ・木材生産の規制（天然林へ） ・核心地域と緩衝地域の区分 | ・一次産業（漁業）との両立 ・海域、海洋生態系の保全 |

特にオリジナリティが必要